

足立区議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

(平成2年12月17日条例第60号)

(設置)

第1条 足立区議会議員の選挙においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第144条の2第8項の規定に基づき、法第143条第1項第5号のポスターの掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)を設ける。

(総数の減少)

第2条 足立区選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、地勢、交通等の事情により、法第144条の2第9項本文の規定により算定したポスター掲示場の総数を設置することが困難であると認められる場合は、その総数を減ずることができる。

(委任)

第3条 この条例に規定するもののほか、ポスター掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(東京都足立区議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の廃止)
- 2 東京都足立区議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和61年東京都足立区条例第81号)は、廃止する。